規則

○国家公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第一条　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則
（指定の基準等）	（指定の基準等）
第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。	**第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。
2　指定の基準は、次のとおりとする。	2　指定の基準は、次のとおりとする。
一　令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。	一　令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。
［二～四　略］	［二～四　同上］
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第九条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。	**第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［一～八　略］	［一～八　同上］
［項を削る。］	2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
［項を削る。］	3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
［項を削る。］	一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
	三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
	4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。